平成２５年（フ）第３０１号
東京都町田市南成瀬３丁目１番地14メゾンファミール成瀬109
破産者　平井　　貴
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４８号
東京都町田市玉川学園８丁目24番７号
破産者　有限会社ゴーアウトジャパン
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県所沢市中富南３丁目３番地の35
破産者　小田　武男
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０６号
埼玉県狭山市広瀬３丁目３番７―103号
破産者　江口　　汎
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３３号
埼玉県川越市大字小室325番地６
破産者　寺谷　康夫
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４８号
埼玉県狭山市大字南入曽323番地　メゾン狭山103
破産者　小柏　博明
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６９号
宮崎県延岡市北浦町三川内5420番地１
破産者　馬場　　真
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１４４号
沖縄県浦添市字経塚572番地１　サンエミール501
破産者　赤嶺　大蔵
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５６号
東京都稲城市矢野口1829番地の１　ベルネージュ105、前住所川崎市麻生区黒川680番地
破産者　荒井　利男
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
大津市坂本６丁目２番44号、前住所兵庫県宝塚市安倉北１丁目10番３号フレグランス阪上202号
破産者　西川　恵美
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田3323番地
破産者　増田　健一
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１０号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田3323番地
破産者　増田　高志
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第９８７号
神奈川県川崎市多摩区南生田２丁目16番11号
破産者　須田　陸男
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２３０号
東京都町田市三輪町520番地16
破産者　片岡　美穂（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１００号
東京都清瀬市下宿１丁目222番地第３稲荷台ハイツ203号、破産手続開始決定時の住所東京都清瀬市旭が丘３丁目373番地１クレール槇101号
破産者　佐藤　千秋
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０７号
横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―627号
破産者　野地　　豊
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
滋賀県栗東市目川1517番地　アルバ201号室、開始決定時の住所滋賀県草津市東草津３丁目16番４号　第３ハイツ高樋202号室、前々住所滋賀県栗東市小野267番地29
破産者　里　　祐介
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７号
山口市吉敷中東１丁目３番26号
破産者　山本　　明
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福岡県大牟田市大字三池926番地１
破産者　杉光　清明
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部